

低所得世帯物価高騰対策給付金（10万円/1世帯） こども加算（5万円/18歳以下の児童1人あたり）の ご案内

給付金の支給対象となる世帯

令和6年6月3日（基準日）時点で涌谷町に住民登録があり
次のいずれかに該当する世帯

- ・令和6年度新たに住民税非課税となった世帯
- ・令和6年度新たに住民税均等割のみ課税（定額減税前）となった世帯

1世帯あたり10万円

ただし、次の場合は対象外となります。

- ※令和5年度の住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯
- ※世帯員全員が住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成された世帯

こども加算の支給対象

上記支給対象世帯のうち18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を
扶養している世帯

児童1人あたり5万円

※次の場合は申請により対象になりますので申請してください。

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・別世帯だが扶養している児童

※住民票を移していない施設入所児童は対象になりません。



涌谷町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

提出期限：令和6年10月31日（木）（必着）

詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

令和6年度低所得世帯物価高騰対策給付金の支給対象世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、涌谷町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 内容を確認して、必要事項を記入し、本人確認及び振込口座確認書類を添付のうえ、涌谷町に返信してください。



【確認事項】

- ①住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないか
- ②他の自治体で非課税世帯に対する給付金（7万円）または均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）の支給を受けていないか

世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書を送付しますので、所得申告のうえ、必要事項を記入して、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 所得申告をした結果、世帯全員が非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯であれば支給対象となります。

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書を送付しますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 転入した世帯員全員分の令和6年1月1日に住民票があった市区町村が発行する令和6年度課税証明書が必要になります。

こども加算（18歳以下の児童1人あたり5万円）

- 令和6年度低所得世帯物価高騰対策給付金の支給対象世帯で、対象となる児童のいる世帯には、涌谷町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 対象児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）
※令和6年6月3日以降に生まれた児童等については申請が必要です。
- 内容を確認して、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ涌谷町に返信してください。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

涌谷町福祉課福祉班

電話 0229-25-7902

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)